

近代化遺産を活用した観光振興とまちづくり

— 富岡製糸場 世界遺産プロジェクトの展開と課題 —

新井直樹

The Use of Tourism Promotion and City Planning in Modern Heritage

— Tomioka Silk Mill Development and Problem of World Heritage Project —

Naoki ARAI

- I. はじめに
- II. 「近代化遺産」の見直しと活用
 1. わが国の「近代化遺産」をめぐる状況
 2. 「近代化遺産」を活用した地域振興の動き
- III. 世界遺産と「近代化遺産」
 1. 世界遺産の概要
 2. わが国の世界遺産と動向
 3. 世界遺産に登録された「近代化遺産」の取り組み
- IV. 富岡製糸場の歴史と現状
 1. 富岡製糸場の歴史と沿革
 2. 富岡製糸場の概要と現状
- V. 富岡製糸場 世界遺産プロジェクトの展開
 1. 群馬県の世界遺産プロジェクトの展開
 2. 富岡市における世界遺産に向けたまちづくり
- VI. 富岡製糸場 世界遺産プロジェクトの課題
 1. 世界遺産登録の課題
 2. 富岡市の観光振興とまちづくりの課題
- VII. おわりに

Summary

The value of modern heritage is being reviewed in Japan as it is being used for the promotion of tourism and city planning. As a result, a movement for regional promotion has increased in recent years. As an example of this phenomenon, a modern movement in the 1970's that promoted the importance of heritage saw some of Western Europe's deteriorating industrial cities reproduced as tourism attractions. As their renewed appearance attracted much attention, some of these cities were registered as World Heritage sights.

As for the purpose of World Heritage registration, the aim is to protect valuable natural and cultural assets. Strict standards are imposed as conditions for registration. Recently in Japan, the World Heritage registration movement is active in various places, and it is their central purpose to promote tourism in the region.

Although the Tomioka silk mill in Gunma Prefecture was a modern heritage sight, it was not used as a cultural asset or as a resource to represent Japan for tourism. Recently, Gunma Prefecture began to promote the project to register the Tomioka silk mill as a World Heritage sight. Once World Heritage registration has been accepted, strict standards for the maintenance of the sight is demanded. Although there are still many problems to resolve in Tomioka, the community will be expected to participate to bring value to this valuable historical landmark.

1. はじめに

近年、これまでわが国では、文化財や観光資源としては十分に認識されていなかった「近代化遺産」(Modern Heritage)の価値を見直した上で、観光振興のための施設やまちづくりのシンボルとして活用し、地域の振興を図る動きが全国各地に広がっている。

わが国の近代化、工業化の過程において経済発展を支えた「近代化遺産」は、産業構造の転換によって生産施設やインフラとしての役割を終え、安易に取り壊され、建て替えられることが多かった。しかし、イギリスをはじめとする西欧諸国では、時代環境の変化に伴って利用されることなくなった地域の「近代化遺産」を保全し、現代に至る国や地域の成り立ちを振り返るとともに、観光や商業施設など役割を変えて、まちづくりの重要な資源として再活用し、荒廃した工業都市や地域を観光地として再生する取り組みが活発に行われ成果をあげてきた。

本稿は、時代社会の環境の変化によって、本来の役割を終えた「近代化遺産」の価値を再考して、貴重な地域資源として再活用し、観光の振興を通じた地域の活性化を図る上で、求められるまちづくりのあり方について考察することを主な目的とする。

まず、わが国の「近代化遺産」をめぐる状況や、西欧諸国において「近代化遺産」が、地域振興のための新たな観光資源として見直されるに至った経緯について述べる。また、「近代化遺産」の価値を世界的に再考する契機ともなった世界遺産の概要や登録の基準、プロセスとともに、わが国の世界遺産と登録に向けた動きについて概説する。

その上で、「近代化遺産」を活用したまちづくりによって、産業構造の転換によって荒廃した地域を観光地として再生させ、世界遺産に登録されるに至ったイギリスでの先進的な取り組みを紹介する。そして、わが国を代表する「近代化遺産」の一つ、群馬県の富岡製糸場において、近年、展開され始めた世界遺産登録に向けたプロジェクトを事例として、その課題や展望から、「近代化遺産」を活用した観光振興やまちづくりのあり方について考察する。

II. 「近代化遺産」の見直しと活用

1. わが国の「近代化遺産」をめぐる状況

「近代化遺産」という言葉が使われ始めたのは、わが国では最近のことであり、一元化された定義はなされていない¹⁾。「近代化遺産」に関するいくつかの文献から定義をまとめてみると、「幕末、明治時代から戦前に至る日本資本主義の黎明期において、わが国の近代化、経済発展に貢献した各種の建造物や工作物を意味し、土木、交通、産業遺産の三種類がある。これには、施設に関する設備・機械・備品類などもふくまれ、従来の指定物件と違って単体としてではなく、システムとして保存するのが特徴になっている」²⁾とされている。

具体的には、土木遺産として、護岸や埠頭、防波堤などの港湾施設や灌漑用水、運河、ダム、発電所施設、上下水道施設等、交通遺産として、駅舎、機関庫、橋梁、トンネル、軌道等の鉄道施設、道路橋や灯台等、産業遺産として、造船所や鉱山、製鉄所、製糸工場、れんが製造工場、ビールやワインの醸造工場等の建造物、工作物があげられている。

文化庁では、1990年から全国の「近代化遺産」総合調査を開始し、平均して年間2県ずつというペースながら、その価値を評価するとともに各県に存在する「近代化遺産」に対する地元の認識を促している。また、1993年には重要文化財の新たな種別として「近代化遺産」を設け、これによって近代の土木・交通・産業遺産が国の重要文化財に指定される道が開かれた。2005年12月現在、重要文化財に指定されている「近代化遺産」は、全国に17件、存在する³⁾。

さらに、1996年には文化財保護法が改正され、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもの、のいずれかに該当する保存、活用の措置が必要とされる建設後、50年以上経過した建造物を、文部科学省が文化財登録する「登録文化財制度」が導入された。同制度は、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機に晒されている建造物を文化財として後世に幅広く継承していくため、届出制に基づき、地価税、固定資産税の軽減や改修費の補助、低利融資を受けることが出来るなど緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来

の指定制度（重要なものを厳選し許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものと位置づけられている。

登録物件は、外観を大きく変えなければ内部を改装し、資料館やレストラン、ホテルなどの観光、商業施設に改装することが可能で、文化財の自由な活用を前提としたゆるやかな保護のシステムとなっている。2005年12月現在、同制度の登録物件数は、全国、4,997件、2,088カ所に及び、このうち種別では産業関係1,286件（1次・78件、2次・512件、3次・696件）、交通関係152件、治山治水関係113件となっており、「近代化遺産」に該当する物件も数多く登録され、全国の地域で観光施設やまちのシンボルとして保全、活用される動きが急速に広がっている。

2. 「近代化遺産」を活用した地域振興の動き

「近代化遺産」は、近年に至るまで名所旧跡、自然や温泉、保養地等、従来のがわが国の観光概念における観光資源としては、十分に認識されていなかった。わが国では、近代化、工業化の過程において、古いものを scrap し、新しいものを build することが善とされる傾向があり、そのことを前提に法制度や税財政も組まれてきた。そのため、多くの「近代化遺産」が、産業構造の転換や技術革新、経済効率や利便性の追求、国土開発・都市計画の進展、生活や仕事の様式の変化などから安易に取り壊され、新しいものに立て替えられてきた。その結果、最も近い過去である近代の歩みを目に見える形で伝えてくれる証が、次々と失われ、地域の歴史性を無視した個性のないまちづくりが全国で進められてきた。

しかし、近年、わが国の産業空洞化や深刻な財政赤字によって、企業誘致や公共事業など外部資源に依存した従来からの開発型の地域振興策の限界が明らかになったのと同時に、社会の成熟化によって地域の歴史的な景観や建造物の保全を求める市民運動も活発となり、地域の内部資源を活かした個性ある内発的なまちづくりが求められるようになった。こうした中、これまで忘れられかけた地域資源としての「近代化遺産」の価値が見直され、明治時代に造られた赤煉瓦の建物などをまちのシンボルとして保全し、住民が現代に至る地域の近代化の成り立ちを振り返り、地域へのアイデンティティを高めるのと同時に、観光や商業施設として中心市街地活性化などの地域振興を図る動きが全国各地で広がっている。

しかし、産業革命発祥の地であるイギリスでは、1950年代から日本の「近代化遺産」にあたる「産業遺産」(Industrial Heritage)⁴⁾の調査、保存活動が進み、その後、英国ナショナル・トラストが、運河や橋梁、工場等を保有し、保全、活用を図るなどの動きが展開されたほか、1973年にはイギリス産業考古学会が設立され、第1回産業記念物保存国際会議が開催された⁵⁾。

また、1972年、ローマクラブが発表した「成長の限界」は、大量生産と大量消費・廃棄を前提とした社会や生活のあり方が、地球的規模での環境破壊をもたらすとして、現代の経済社会システムそれ自体の限界を、広く世界中に印象づけた⁶⁾。さらに、1970年代の二度にわたるオイルショックによって、西欧諸国をはじめとする先進工業国は大きな影響を受け、資源と環境の限界が明らか

になり、経済の安定成長や質的に豊かな生活環境が求められるようになった。こうした中、消費生活におけるリサイクルや古い建造物に対するリニューアルと言った再利用による循環経済社会システムへの転換や、持続可能な発展に向けた取り組みが注目を集める様になった。

同時に、1972年、パリで開催されていた第17回ユネスコ（国連教育科学文化機関）総会で、世界遺産条約が採択され、個々の民族や国家を超えて、人類共通のかけがいのない「文化遺産」や「自然遺産」を保護することを目的とした、国際的な協力体制の構築が打ち出された。「成長の限界」を指摘したローマクラブレポートと、ユネスコの世界遺産条約は、人類共通のかけがいのない文化財や自然を経済成長に伴う破壊から防ぐための同じ土俵に立った考え、取り組みとして、先進国の人々の価値観の大きな転換点となったと指摘されている⁷⁾。

こうした影響を受けて、1970年代から西欧諸国を中心として、現代に至る近代化の過程で残された地域の「近代化遺産」の保全とともに、観光や公共、商業施設として現代に蘇らせて再活用する動きが広がった。その後、「近代化遺産」に該当する土木・交通・産業遺産も数多く世界遺産に登録され、国や地域を代表する観光資源として再整備され、地域の振興を図る取り組みが、西欧各地で活発となった。

Ⅲ. 世界遺産と「近代化遺産」

1. 世界遺産の概要

本章では、世界的に「近代化遺産」を見直す契機となり、わが国でも地域の観光振興を図るために現在、全国各地で登録運動が活発となっている世界遺産の概要や登録へのプロセスについて述べる。また、「近代化遺産」を活用したまちづくりによって、産業構造の転換によって荒廃した地域を観光地として再生させ、世界遺産に登録されるに至ったイギリスでの先進的な取り組みを事例として紹介したい。

世界遺産とは、正式には「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」（略称「世界遺産条約」）に基づき、「世界遺産リスト」に登録された「文化遺産」や「自然遺産」のことを指す。同条約は、顕著な普遍的価値をもつ「文化遺産」および「自然遺産」を人類全体のための世界遺産として、破壊の脅威から保護することが重要であるとの認識から、国際的な協力および援助の体制を確立することを目的として、1972年のユネスコ総会で採択された。世界遺産条約の締結国数は、2005年3月現在180カ国、未締結国は15カ国となっている。わが国は条約批准の体制が整っていなかったことなどから、ヨーロッパ諸国などよりかなり遅れて、1992年に125番目の締結国として加盟を果たした。

世界遺産は「文化遺産」「自然遺産」「複合遺産」に分類される。「文化遺産」は、すぐれた普遍的価値をもつ建造物や遺跡などが対象となり、「自然遺産」は、優れた価値をもつ地形や生物、景観などを有する地域が対象となり、「複合遺産」は文化と自然双方の要素を兼ね備えているものが

対象となり、ユネスコが定めるそれぞれの基準によって選考される。

登録された世界遺産をもつ国は、恒久的に保護、保全する義務を持つこととなり、定期的な保全調査によって重大な危機にさらされていると判断された場合には、「危機にさらされている世界遺産リスト」（2005年8月現在、世界で33件）へ登録される。さらに、ずさんな管理や周辺環境の変化によって遺産価値が失われたと確認された場合、その遺産は世界遺産リストから除外される。

世界遺産の登録までのプロセスは、同条約の締結国が自国内の登録に値する物件を登録候補とする「暫定リスト」を作成し、ユネスコ世界遺産センターに提出する。わが国では、文化庁、環境省の選択に基づいて世界遺産関係省庁会議が「暫定リスト」を作成し、リスト記載にあたっては国内法での保護が前提となる。次に、「暫定リスト」に記載された物件の中から、条件、環境の整ったものから原則的として1年につき各国1物件を同センターに推薦する。これを受けて同センターでは、文化遺産についてはICOMOS（国際記念物遺跡会議）、自然遺産についてはIUCN（国際自然保護連合）に、現地調査の実施を依頼し、両機関が調査を行い、当該地の価値や保護・保全状態、今後の管理計画などについて評価報告書を作成する。この報告に基づき、年1回、ユネスコ世界遺産委員会がリストへの登録の可否を決定するという一連の流れになる。

2005年8月現在、世界遺産リストに登録された「文化遺産」は、628件、「自然遺産」は160件、「複合遺産」は24件の総計812件あり、これらの世界遺産物件をもつ国は137カ国となっている。

2. わが国の世界遺産と動向

わが国は、1992年の条約批准以来、1993年、4件が登録されたのを皮切りに、年々、世界遺産の数を増やしつつあり、2005年12月現在、13件が登録されている。（図表1参照）

図表1. 日本の世界遺産

登録名称	所在地	登録年	分類
①法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	1993	文化
②姫路城	兵庫県	1993	文化
③白神山地	青森県・秋田県	1993	自然
④屋久島	鹿児島県	1993	自然
⑤古都京都の文化財	京都府・滋賀県	1994	文化
⑥白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	1995	文化
⑦広島平和記念碑（原爆ドーム）	広島県	1996	文化
⑧厳島神社	広島県	1996	文化
⑨古都奈良の文化財	奈良県	1998	文化
⑩日光の社寺	栃木県	1999	文化
⑪琉球王国のグスクおよび関連遺産群	沖縄県	2000	文化
⑫紀伊山地の霊場と参詣道	和歌山県・奈良県・三重県	2004	文化
⑬知床	北海道	2005	自然

これら以外に、「彦根城」（滋賀県・1992年記載）、「古都鎌倉の社寺とその他の建造物」（神奈川県・1992年記載）、「平泉の歴史的建造物群と遺跡群」（岩手県・2001年記載）、「石見銀山遺跡」⁸⁾（島根県・2001年記載）の4件の「文化遺産」を登録準備中として「暫定リスト」に記載している。リストに記載された候補地は、5～10年以内の登録を目指している。また、「小笠原諸島」と「琉球諸島」が、ともに「自然遺産」の候補地として、近いうちにリストに記載されることが確実視されている。

一方で、世界遺産を特集したテレビ番組や出版物等のメディアの流行の影響もあって、1990年代半ばから世界遺産ブームと呼ばれる現象が起き、その後、全国各地で名所史跡や自然景観などの世界遺産への登録を目指した運動が活発となっている⁹⁾。

（財）日本交通公社（2004）の観光資源の評価では、評価尺度は時代とともに移り変わるものの、近年では、世界遺産の指定や産業遺産に対する観光資源の評価が高まりつつあるとしている。また、世界遺産の登録地などを、観光資源評価において特A級の最上級にランク付けしており「わが国を代表する資源で、かつ世界にも誇示しうるもの。わが国のイメージ構成の基調となりうるもの」として国内のみならず、海外からの観光客の来訪を期待できる資源性の高い重要な観光資源として位置づけている¹⁰⁾。

世界遺産ブームの中での全国各地の登録を目指した運動も、誇りうる自然や歴史的な地域資源を世界的に認知させ、観光の振興を通じた地域の活性化を図ることが大きなねらいとなっている。しかしながら、世界遺産の登録に当たっては、「暫定リスト」記載に向けた国内の候補地との競争もさることながら、恒久的な保護、保全を前提とした厳しい国際的な基準をクリアしなければならないことに留意しておきたい。

3. 世界遺産に登録された「近代化遺産」の取り組み

わが国においては、世界遺産に登録及び「暫定リスト」に記載された「近代化遺産」は存在しないが、世界的にはヨーロッパ、特にイギリスを中心として、世界遺産に登録された「近代化遺産」に該当する土木・交通・産業遺産が数多く存在する¹¹⁾。

イギリスでは、本国内（海外領土を除く）で登録された23件の世界遺産のうち（2005年12月現在）、「アイアンブリッジ峡谷」（土木・鉄鋼業施設）、「河港都市グリニッジ」（港湾施設等）、「ブレナヴォン産業用地」（鉄鋼業、炭鉱施設）、「ニュー・ラナーク」（紡績工場）、「ソルテア」（毛織物工場）、「ダーウェント峡谷の工場群」（紡績工場）、「海港商業都市リヴァプール」（港湾施設等）の7件が「近代化遺産」に該当する。

このうち、イングランド中央部バーミンガム郊外にある「アイアンブリッジ峡谷」¹²⁾は、世界最古の鉄橋（1779年建造）を中心に産業革命の重要遺産として1986年に世界遺産に登録された。同峡谷では、18世紀初めに鉄を安価に大量に生産できるコークスを用いた画期的な溶鉱炉技術が開発された。その後、世界最古の鉄橋が架けられるなど、産業革命発祥の地の一つとして工業都市

として発展したが、19世紀後半から産業構造の転換に伴い急速に衰退し、40年ほど前にはゴーストタウンと化し、最古の鉄橋も壊れかけ廃工場も放置されたままで峡谷も汚染され、訪れる人もほとんどいなかったと言う。約百年もの間、荒廃していたこの土地に、ミュージアムの構想が生まれたのは1960年代のことで、「アイアンブリッジ峡谷トラスト」がイギリス環境省の支援の下、産業革命の歴史を物語る建造物や遺跡を再活用したまちづくりのプロジェクトに取り組み始めた。現在、同峡谷には当時の建造物を活用した、鉄と溶鉱炉、ヴィクトリア時代の陶磁器などをテーマとする6つの産業史博物館が点在するほか、パブ、レストラン、ショップなど18世紀当時の景観の町並みを復元したまちづくりによって、観光客が産業革命の時代を体験出来る広大な野外ミュージアムとなっている。また、産業考古学研究所なども立地し、廃墟となりかけていた地域が再生し観光地として賑わうだけでなく、産業と社会の連携についての研究が行われている。

「アイアンブリッジ峡谷」をはじめとするイギリスの7件の「近代化遺産」の世界遺産登録地は、18～19世紀にかけて、主に産業革命期を代表する工業都市や港湾都市として栄えたが、産業構造や時代環境の変化に伴い、地域全体が衰退の一途をたどっていた。しかし、20世紀後半から廃墟となりかけていた産業施設の価値を見直し、重要な観光資源として保全、再活用を図るまちづくりを推進し、景観の保護や復元により荒廃した都市を観光地として再生させ、顕著な普遍的価値や保護、管理などの厳しい基準を満たした上で世界遺産に登録されるに至っている。

IV. 富岡製糸場の歴史と現状

1. 富岡製糸場の歴史と沿革

本章では、わが国を代表する「近代化遺産」であるにも関わらず、文化財や観光資源としてほとんど活用されていなかった群馬県の富岡製糸場において、近年、打ち出された世界遺産登録に向けたプロジェクトの展開や課題を述べる（第V、VI章）上で、前提となる同製糸場の歴史や現状についてまずふれておきたい。

旧官営富岡製糸場（正式名称・以下、富岡製糸場）は、群馬県南西部の富岡市（人口約5万人）の中心市街地に立地する¹³⁾。同製糸場は、中学校、高校の歴史教科書にも必ず記されているように、明治初期に、明治政府が殖産興業政策の一環として設立した官営模範工場で、その知名度は全国的にも高い。

まず、同製糸場の歴史、沿革について述べたい。江戸時代末期の1859（安政6）年の開港と同時に生糸は、わが国の最も有望な輸出品として脚光を浴び、明治の初めには日本の総輸出品の7割近くを占めていた。しかし、この当時、生糸は「座繰り」という伝統的な方法で生産されており品質管理も十分でなく、輸出ブームが粗製濫造を生み、日本の生糸は評判を落とすにつつあった。この様な状況下、伊藤博文、渋沢栄一などの明治政府高官を中心に、日本の生糸産業近代化のための方策が協議され、西欧の最新製糸技術を導入した官営模範製糸場を設立することが決定した。ま

た、政府は当時、最先端の製糸技術を持っていたフランスから技師、ポール・ブリューナ（Paul Brunat）を招き建設にあたらせた。1870（明治3）年、ブリューナらは関東近郊を調査し、富岡を工場建設地として選んだ。富岡が候補地として選ばれた理由は、①富岡周辺地域は養蚕が盛んなため、優れた原料繭が確保できること、②理想的な敷地が確保でき、住民も洋式機械製糸場設立に反対しなかったこと、③製糸に必要な良質の水が得られること、④動力燃料の石炭が近くで確保できたこと、が挙げられている。

明治政府が国家の威信をかけて建設した、富岡製糸場は、1872（明治5）年に創業し、150台（300釜）の繰糸機が備え付けられ、当時としては世界最大級の器械製糸工場で、わが国の本格的な製糸工業化の端緒となり、工場の動力は石炭による蒸気エンジンで、それまでの製糸法とは大きく異なった画期的なものであった。同製糸場は、国内初の模範・伝習工場として全国から、製糸技術取得のため約400人の工女が集まり、技術を習得した工女たちが地元に戻り、器械製糸の技術を広め、わが国における器械製糸業発展の基礎を築いた。

1873（明治6）年、ウィーンで開かれた万国博覧会の品評会では富岡製糸場の生糸が2等に入り、「トミオカ・シルク」が優良であることが、世界でも証明された。これら西欧の最新技術により生み出された良質の生糸は、多額の外貨を獲得し、明治末年には、わが国が世界最大の生糸輸出国となるなど、日本の国力を増強させ近代化の原動力となった。

しかし、官営模範工場としての富岡製糸場の経営は恒常的な赤字で、ブリューナをはじめとするお雇い外国人の巨額の給与なども原因とされ、赤字体質の改善に努めていたが、1893（明治26）年には、三井に払い下げられた。その後、1902（明治35）年には、原合名会社に、1939（昭和14）年に、片倉製糸紡績株式会社（現、片倉工業株式会社）に譲渡され、戦中戦後と長く、製糸工場として操業してきたが、1960年代から国内産生糸が国際競争力を失うなど産業構造の転換に伴う時代の趨勢から、1987（昭和62）年、操業を停止し、115年の製糸場としての歴史を終えた。

富岡製糸場は生産施設としての役割を終えたが、開国後、明治維新を断行した日本が、「文明開化」の名の下、欧米諸国に追いつくため「富国強兵」、「殖産興業」をスローガンに、明治時代にアジアで初めての産業革命を実現させる出発点となり、近代工業社会、工業立国をつくるに至った近代史を理解する上で貴重な文化財であり、わが国を代表する「近代化遺産」の一つである。また、富岡市の近代の歴史を考える上でも、明治から昭和にかけて生糸のまちとして発展し、製糸場を中心として労働者の住宅や関連産業施設、商店、飲食店などの市街地、町並みが形成されて来ており、現代に至るまちの成り立ちを振り返る上でも、欠くことの出来ないシンボルである。

2. 富岡製糸場の概要と現状

現在も富岡製糸場には、創立当初の赤煉瓦造り、瓦葺の洋風建築物の工場施設が約5.5haの敷地に、ほぼ完全に良好な状態で残っている。

創建当初から残る主な建築物を挙げると、二つの大型の「繭倉庫」（写真1参照）、長さ約104m、

幅約 12 m、高さ約 14 m、2 階建て、建築面積 1,527 m²が、敷地内の東西に同じ規模で対称的に建てられている。東・西「繭倉庫」は木材で骨組みを造り、壁部に煉瓦をはめ込む「木骨レンガ造り」と言われる和洋折衷様式や、煉瓦を小口、広口と交互に並べる「フランス積み」と言われる建築様式が特徴的である。



写真 1 (左)、「東繭倉庫」、写真 2 (右)、「繰糸場」

「繰糸場」(写真 2 参照) は同製糸場の最大の建築物で、長さ約 140 m、幅約 12 m、高さ約 12 m、建築面積 1,739 m²、建築当時は十分な照明設備がなかったため、160 余りのガラス窓が設置されている。また、柱のない広い空間を確保するため、特徴的な洋風の「トラス組」(構造材が三角形)が採用されている。

また、ブリューナの居住した「ブリューナ館」(旧首長館)、「2 号館」(食堂、休憩室)、「3 号館」(事務室、貴賓室)などの、いずれも木骨煉瓦造り、瓦葺の洋風建築物や、現存する大型の鉄構造物としては最古のものとされる、繭を煮る水を貯めた「鉄水槽」などの一連の製糸工場施設が、ほぼ創建当初の姿で現存している。

しかし、同製糸場は所有者の片倉工業の「貸さない、売らない、壊さない」の方針の下、自社独自の保全、管理を行い、知名度は高いにも関わらず県や市の重要文化財にも指定されていない、言わば隠れた文化財として、長い間、地域の観光資源としてほとんど活用されていなかった。操業停止後も、原則として一般公開されておらず、1996 年からゴールデンウィークと夏期に外観説明会が実施されたほか、平日のみ申し出のあった希望者に外観の見学が許可されるのみで、観光 P R を通して積極的に観光客を受け入れる活動も行っておらず、来訪者は 2000 ～ 2002 年で年間約 6 ～ 7 千人余りと限られていた。

V. 富岡製糸場 世界遺産プロジェクトの展開

1. 群馬県の世界遺産プロジェクトの展開

群馬県が推進する富岡製糸場の世界遺産登録に向けた運動は、2003年8月に、小寺弘之群馬県知事が「旧富岡製糸場をユネスコの世界遺産にする研究プロジェクトを発足させる」と言う方針を記者会見で公表したことに始まる。その後、観光立県を標榜する同県では、同製糸場を貴重な観光資源として見直し、保全、活用を図り、世界遺産登録を目指す運動を展開することとなり、2004年4月には世界遺産推進室を設置して体制を整えるとともに、庁内に研究プロジェクトを発足させて調査研究、対策等の協議を開始した。

また、同年10月には、県内外の専門家・有識者など16名をメンバーとした「世界遺産登録推進委員会」を開き、協議の結果、同製糸場を核として県内の「養蚕」「製糸」「織物」の一連のシステムにかかわる「近代化遺産」を結びつけて世界遺産の登録を目指すことを決定した。ここでの県内の一連のシステムとは、富岡製糸場で行われていた「製糸」（繭から生糸をつくる）は絹産業の一部であり、その前後には「養蚕」（桑を育て、蚕を飼い、繭をつくる）、「織物」（生糸を染め、織り、反物に仕上げる）の三業があることを指している。

同推進室では、同委員会の協議を受けて、群馬県は江戸時代から近代まで三業が、国内のみならず世界的にも有数に、バランスよく発達した地域で、県内各地に三業関連の「近代化遺産」が数多く存在することから、これら一連のシステムにかかわる「近代化遺産」を複合的に組み合わせることで世界遺産の登録を目指すとしている¹⁴⁾。

一方で、こうした運動を受けて、2004年8月には、同製糸場を所有する片倉工業が取締役会を開き、これまでの自社所有、維持管理の方針を転換し、文化財指定の受け入れなど同製糸場の今後の保存、活用について群馬県や富岡市と協議を進めることを決定した。さらに、同年11月に、富岡市が同製糸場の買収方針を示すと、12月には、群馬県、富岡市、片倉工業が協議の結果、同製糸場に関する確認事項を取り交わし、①国の文化財指定を経て、世界遺産登録を目指す、②当面は片倉工業が維持管理し、文化財指定後の所有形態に関しては協議する、③公有地化について、行政の意向を前向きに検討する、ことが決められた。

この確認事項によって、同製糸場を所有していた片倉工業の方針が、事実上、これまでとは全面的に転換し、今後の保存、活用などを含めた世界遺産プロジェクトが、本格的に展開されることになった。まず、世界遺産登録には国内法による保護が前提条件になるため、群馬県と富岡市では国史跡の指定に向けて取り組むこととなり、2005年2月には、国指定史跡申請書を文化庁に提出したのと同時に、富岡市が一般会計予算で、2005年度から2年間で同製糸場を取得することを決定し、土地買収費を予算計上した¹⁵⁾。

文化庁では申請を受けて、文化審議会が協議の結果、同年5月、国史跡指定を文部科学省に答申

し、同年8月、同省が国史跡の指定を官報で告示した。さらに、群馬県と富岡市では同製糸場の建造物の国重要文化財指定に向けて取り組んでおり、2006年中にも指定が有力視されている。

また、世界遺産推進室では、国の「暫定リスト」記載にあたっては、地元の登録運動の盛り上がりが必要のため「富岡製糸場世界遺産伝道師養成講座」を開き、一般の受講者に対して世界遺産登録の仕組みや、世界遺産と「近代化遺産」、富岡製糸場の歴史と文化などの講義や、現地研修をこれまでに4回開いている。2004年8月には、受講者を中心に「富岡製糸場世界遺産伝道師協会」が設立され、受講終了者134人（2005年9月時点）は、世界遺産伝道師となり、県内各地の小中学校などで出前講座のボランティア講師として活動している。2005年6～7月にかけては、県民を対象に県内11地域で伝道師による講座を中心とした「世界遺産ミーティング」を実施したほか、同年、11月には製糸場の東繭倉庫を会場にして世界遺産講演会やシンポジウムなどが開催され、全県的な登録運動の普及活動に取り組んでいる。

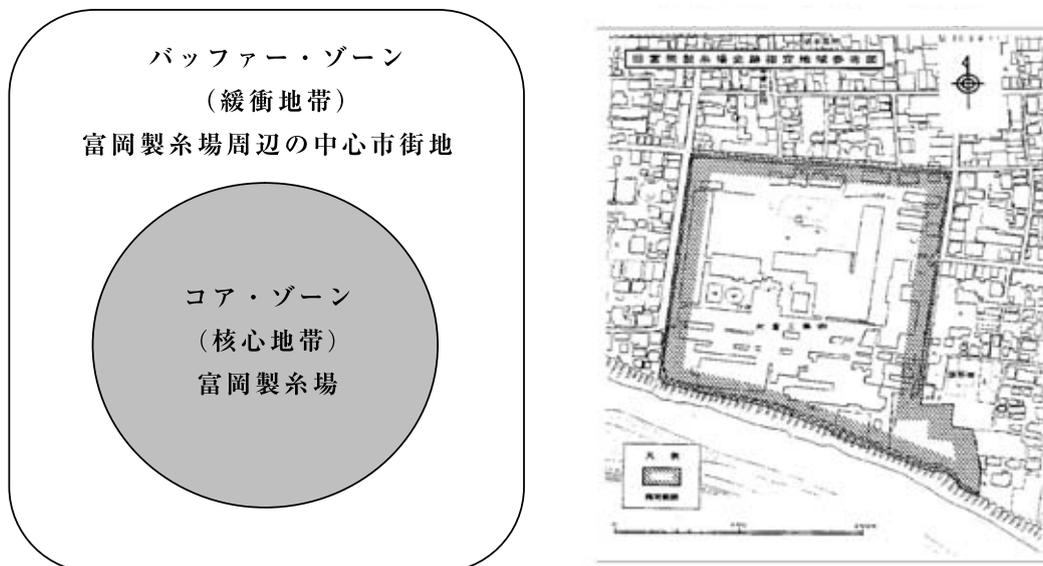
2. 富岡市における世界遺産に向けたまちづくり

富岡市では市制50年を記念して、2004年に編集された「富岡市50年の歩み」において市の今後の課題として、中心市街地の活性化と富岡製糸場の世界遺産登録の問題を挙げ、両者をリンクさせて考えて行く必要があるとしている。また、同市では近年、観光客の入り込みが減少し低迷していることから、同製糸場を観光振興のための切り札と位置づけ、市の重点事業として同製糸場の世界遺産の登録運動に取り組むこととなった。

まず、群馬県の世界遺産プロジェクトが開始された時に、市民の間で「富岡製糸場は本当に世界遺産になるのか？」と言った素朴な疑問に答えるべく、2004年7月から市民を対象とした「世界遺産街づくり勉強会」を開催し、講座や日光の社寺の先進地視察を行うなど、地元において普及、啓蒙活動を進めている。また、同市では、2005年4月に製糸場課を設置して庁内の推進体制を整備し、同年9月には、片倉工業から同製糸場が譲渡され市の暫定管理が始まり、同年10月から土日祝日も公開するとともに、ホームページなどでのPRも開始した。

一方で、世界遺産の登録基準においては範囲要件として、「コア・ゾーン」(core zone・核心地域)、「バッファーゾーン」(buffer zone・緩衝地帯)の規定がある。「コア・ゾーン」は、世界遺産に直接登録される範囲(富岡製糸場)で、文化財保護法等法律に基づく指定を受けて、厳格な保全、保護のための管理体制が義務づけられている。「バッファーゾーン」は、世界遺産の景観や環境を保護するため、周辺に設けなければならない区域を指し、範囲はそれぞれのケースに応じて、ユネスコの専門的調査に基づき決められる。しかし、同製糸場の周辺地域は、富岡市の中心市街地として、一般の商店や飲食店、住宅などに囲まれている。(図表2参照)

図表2. 世界遺産の登録の範囲要件（左）と富岡製糸場周辺地図（右）



(出所) 右周辺地図は「官報」号外第 158 号、2005 年 7 月 14 日付けより。

さらに、製糸場の周辺地域、つまり同市の中心市街地は、県の世界遺産プロジェクトの以前から、道路の拡幅等の区画整理事業と、中心市街地活性化計画に基いた大規模な再開発計画が既に決められていた。1997 年には、富岡市中央土地区画整理事業の区域約 12ha と、都市計画道路の建設を決定し、2002 年には優先整備地域約 6.2ha の事業が認可され、翌年には、この事業に必要な用地の取得も終了していた。これと同時に、2003 年に策定した中心市街地活性化計画に基づく、区域約 52ha の大規模な区画整理事業を伴う中心市街地の再開発、環境整備計画が決定していた。

富岡市では、世界遺産プロジェクトの急展開を受けて、同計画を進めた場合に登録の前提条件として遺産保護で求められている「バッファーゾーン」の確保が難しいと判断し、2005 年 3 月、同計画を全面的に改めると発表した。その後、新しい計画の策定のため、同年 5～7 月にかけて、製糸場周辺、区画整理区域の住民とのまちづくりワークショップを 8 回開催し、それら協議をもとに、同年 8 月、「富岡市街づくり計画（案）世界遺産登録をめざして」を策定した。同計画案では、「バッファーゾーン」を保護するために、2004 年に施行された景観法¹⁶⁾に基く景観条例を制定し、景観地区の建物は屋根の高さを製糸場の繭倉庫よりも低くし、壁面や塀の色調を揃えるなど、世界遺産登録に向けたまちづくりを提案している。同市では、同計画案をもとに、2005 年度内に、計画書を作成し、国や県との協議をふまえて計画づくりの手続きを完了させ、2006 年度から具体的な取り組みの検討に着手したいとしている。

VI. 富岡製糸場 世界遺産プロジェクトの課題

1. 世界遺産登録の課題

富岡製糸場が世界遺産の「文化遺産」として登録されるためには、保全、保護の体制の確立のみならず、まず、ユネスコの定める7つの評価基準のうちの1つ以上に当てはまり、同製糸場に人類共通の遺産として顕著な普遍的価値が存在することを証明する必要がある。以下、「文化遺産」の評価基準から富岡製糸場の世界遺産登録に向けた課題について述べたい。

まず、「文化遺産」において1つ以上、当てはまらなければならない評価基準としては、

- ①人間の創造的才能を表す傑作であること。
- ②ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展において人類の価値の重要な交流を示していること。
- ③現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- ④人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体、あるいは景観に関する優れた見本であること。
- ⑤ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合。
- ⑥顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連があること。（極めて例外的な場合で、かつ他の基準と関連している場合のみ適用）
が挙げられている。

これら評価基準のうち、富岡製糸場は②と④の基準に該当するとされている。今後、登録に向けて、西洋の技術の導入がアジアで初の独自の産業革命を日本にもたらし、生産された生糸が世界に輸出され交易を促進するなど、東洋と西洋の交流をもたらした価値（②の基準）や、西洋と日本の建築技術が折衷した独特の木骨煉瓦造り、瓦葺の建築物をはじめとする製糸工場が、当時の姿のまま良好に保存されている価値（④の基準）について、さらなる調査研究を進めた上で、顕著な普遍的価値が存在することを証明していくことが求められる。近年は、前述した様に世界遺産ブームで国内の競合相手も多く、特に国内初の「近代化遺産」としての登録を目指すにあたっては、同製糸場が日本の産業革命や経済の発展に寄与したと言う評価のみならず、近代のアジアや世界、人類全体にどのような影響を与えたかについて証明、発信し、国内のみならず世界に認知させていくことが重要な課題となる。

また、群馬県では、富岡製糸場を核として三業関連の「近代化遺産」をシステムとして複合的に組み合わせることによって、世界遺産としての登録を目指すとしている。しかし、県内各地、広範

圏に広がる「近代化遺産」をいかにネットワークとして結びつけて、その価値を高め、観光ルートやプログラムを提示していくのか、今後の課題が残る。

2. 富岡市の観光振興とまちづくりの課題

次に、世界遺産の登録のための範囲用件の問題とともに、今後の富岡製糸場を核とした富岡市の観光振興やまちづくりの課題について述べたい。

前述した様に、世界遺産登録のためには範囲用件として、製糸場周辺の「バッファゾーン」において遺産の価値を損なわない景観や環境が適切に保護されていることが、前提条件となり、町並みの歴史性や道路の線形なども保全していく必要があるとされる。また、観光地としての魅力をより高めるためにも、明治時代に建設された富岡製糸場の歴史的な雰囲気合った周辺環境の空間的な整備が求められる。

室伏（1998）は、観光地の魅力全体を10とした場合、観光地の魅力を評価する4つの要素から、その構成比を析出する調査を試みているが、4つの要素とそれぞれの構成比を見ると、①賦存資源・2.5、②活動メニュー・1.1、③宿泊施設・1.7、④空間快適性4.7となっている。観光地の魅力の4分の1が、①賦存資源、つまり既存の観光資源（名所史跡等）で構成されているものの、その約2倍、観光地の魅力の約半分弱が、④空間の快適性、観光資源も含めた景観や町並みなどから生じる雰囲気の良さと言った観光地全体の面的、空間的な快適性によって構成されていると指摘している。

このことから、富岡市が世界遺産と言う「文化遺産」の保護のための国際的な厳しい基準をクリアするために、進捗中だった製糸場周辺の中心市街地の大規模な再開発事業を全面的に改めたことは大きな意義がある。今後、同市では、景観法に基づく景観地区を設定し、富岡製糸場を核としたまちづくりを進めるとしている。同製糸場の歴史性を考えるならば、明治時代の雰囲気を味わえる景観やまちづくりが期待されるが、良好な景観形成のためには長い年月を要する上に、住民の理解や協力が不可欠である。景観条例等の計画づくり、実際の事業の実施段階においては専門家の意見のみならず、さらなる住民参加に基づいた合意形成が求められる。

富岡製糸場の世界遺産登録運動は、現在、構想の発表から2年余りにも関わらず、所有企業からの譲渡や国指定史跡への登録など、大きく前進している。しかしながら、県民の力を結集して世界遺産の登録を目指すと言う理念は良いとしても、現状は行政主導で世界遺産登録と言う目的が、先行し、景観や町並みづくりの問題以外にも、現実的な直近の課題として観光客の受け入れ体制等、富岡市においてクリアしなければならない問題は山積されている。

製糸場は現在も一部の建物が外観見学出来るのみだが、世界遺産登録運動の影響もあって来場者が急増し、2003年は年間で約9千人、2004年は年間約1万2千人、2005年には年間で約2万6千人となっている。観光客の増加によって、すでにトイレの不足や案内標識の未整備、観光バス、自動車の駐車場やUターンの場所がないことが問題となっている。2006年中には重要文化

財の指定が有力視されており、さらなる観光客の増加が予測されることから製糸場施設や建築物の内部の見学方式を含めた、観光客の受け入れ体制の整備が大きな課題となっている。

また、富岡市では製糸場付近に用地が確保出来ないことから、約1～1.5 km離れた工場や庁舎の跡地を駐車場として整備するとしているが、製糸場までの経路の歩道は十分に確保されておらず、空洞化が進んだ中心市街地において観光客が食事や土産物の購入なども含め、回遊性をもって歩いて楽しめる雰囲気や空間快適性は希薄である。鉄道利用者の玄関口となる上信電鉄上州富岡駅（製糸場から約1 km）からの経路も同様であり、駅周辺に観光案内の施設や資料の配架もない。現状のままでは観光客を受け入れるホスピタリティは感じられず、製糸場見学のための短時間の観光コースだけでは、リピーターも発生せず、地域の商業を含めた活性化につながる可能性は少ない様に見える。

今後、世界遺産の登録以前の問題として富岡製糸場を核とした観光地づくりが富岡市にとって喫緊の課題となる。観光事業は、優れた観光資源が存在するだけでは、地域に様々な効果を発揮しえない。製糸場を見物するだけでなく、まちに憩い、集い、泊まり、産物や名産を買い、飲食すると言った様々な要素や活動を加えることが、地域産業に幅広い波及効果を与え、持続的な地域の振興につながる。そのためにもまちを楽しんで回遊したり、ゆっくりと滞在しながら人と交流出来る空間や仕掛けを地域が演出していくことが求められる。

景観や町並みを含め魅力ある地域の空間を演出するためには、商店主や住民が自ら住んでいるまちの生活環境を美化していくなど地域の日常性と結びつきながら地道に取り組んでいく必要がある。そうした努力が、観光の面的な広がりや深みをもたらし、来訪者に対するホスピタリティを地域全体で提供することにつながり、リピーター需要を創出する。魅力ある観光地づくりは、まちづくりの総仕上げとも言える。

重要なことは、世界遺産に登録されることなのではなく、遺産の登録基準と言う文化財のみならず周辺地域の景観や町並みの保護を含めた厳しい国際的な水準を要求されたことが、自治体のこれまでの地域の伝統や歴史性を無視した再開発計画を根本的に変え、住民がまちづくりのビジョンを共有し、主体的に参加して、魅力ある地域づくりに取り組むきっかけとなることである。今後のまちづくりのプロセスこそが、地域にとって最も大事なことであり、中長期的な取り組みの結果として、将来的に世界遺産の登録と言う目標が成就するのならば良しとするスタンスが大切なのではないだろうか。

Ⅶ. おわりに

日本語では「残されたもの」と言う意味の「遺産」と違って、英語の「Heritage」には、「後の世代に伝えるもの」と言う意味合いが強く、「近代化遺産」や「世界遺産」の意味も、次代や未来に向けたメッセージを含んでいる。

各地に残る「近代化遺産」は激動の近代を、その地域の人々がいかに生き抜いてきたか、現代に至る地域の身近な成り立ちを示す貴重な遺産であり、そこでの先人の営みを英知として、次代に引き継ぐために保全するのみならず、活用することによって新たな地域の活力や産業創造につなげていくことが求められている。

わが国の近代化、工業化はわずか百年余りで急速に進展し、世界有数の近代工業国家を築き上げたが、現在、脱工業化に伴う産業構造の転換によって、近代化を支えた多くの既存の工業都市が衰退している。しかし、荒廃した地方の工業都市において、忘れられた地域資源としての「近代化遺産」は、全国に数多く残っている。

脱工業社会、知識情報社会の到来と言った時代環境の変化によって利用されることのなくなった「近代化遺産」を、工業社会の遺物として放置、破壊されるに任せるか、成熟した新たな時代社会における地域の観光振興や、まちづくりの重要な資源として、都市再生や地域活性化の切り札に再活用できるかどうかは、その地域自らの取り組みにかかっている。

(あらい なおき・高崎経済大学附属地域政策研究センター研究員)

注)

- (1) 「近代化遺産」と同様の意味で「近代化産業遺産」、「産業遺産」と言う言葉が使われている場合もあるが、本稿では重要文化財の種別等、わが国で一般的に多く用いられている「近代化遺産」とする。
- (2) 伊東(2000) i～ii p、清水(2002) 24 p、矢作(2004) 189 pなどを参照。
- (3) 2005年12月現在、重要文化財に指定された「近代化遺産」としては、旧手宮鉄道施設(北海道)、石井開門(宮城県)、藤倉水源地道施設(秋田県)、横利根開門(茨城県)、碓氷峠鉄道施設(群馬県)、日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設(埼玉県)、富岩運河水閘施設(富山県)、読書発電施設(長野県)、旧八百津発電所施設(岐阜県)、船頭平開門(愛知県)、四日市旧港港湾施設(三重県)、舞鶴旧鎮守府水道施設(京都府)、本庄水源地道施設(広島県)、三井石炭鉱業株式会社三池炭坑宮原坑施設(福岡県)、三井石炭鉱業株式会社三池炭坑旧万田坑施設(熊本県)、三角旧港施設(熊本県)、白水溜池堰堤水利施設(大分県)の17件がある。
- (4) わが国の「近代化遺産」に対して、イギリスでは「industrial heritage」と言う言葉が一般的に用いられており、産業革命期以降の土木・交通・産業遺産を指している。
- (5) 伊東(2000) 25～28 pを参照。
- (6) ローマクラブは、資源・人口・軍拡・経済・環境破壊などの地球的な問題対処のために、1968年設立された民間のシンクタンクで、第一報告書「成長の限界」では現在のままで人口増加や環境破壊が続けば、資源の枯渇や環境の悪化によって100年以内に人類の成長は限界に達すると警鐘を鳴らしており、破局を回避するためには、地球が無限であるということを前提とした従来の経済のあり方を見直す必要があると論じている。
- (7) 丁野朗(2000)『近代化産業遺産をどう活かすか』、文化庁監修『月刊文化財』2000年8月号、第一法規出版、10 pを参照。
- (8) 「石見銀山遺跡」は主に中世から近世にかけての銀鉱山で「近代化遺産」には該当しない。
- (9) わが国における世界遺産の登録を目指した全国各地での活動については、地方自治体やNPO、民間団体など様々な組織によって展開されているが、活動したものの事実上、休止しているものもあり正確な数は把握しにくい。「世界遺産資料室」の全国世界遺産計画に掲載された世界遺産登録運動のうち、HPで事務局などが確認されたものは、37件存在した。「世界遺産資料室」<http://homepage1.nifty.com/uraisan/index.html> 参照。
- (10) (財)日本交通公社(2004) 40～41 pを参照。
- (11) イギリス以外のヨーロッパ諸国の世界遺産に登録された「近代化遺産」は、製鉄所や鉱山、運河施設など10件存在する。
- (12) 「アイアンブリッジ峡谷」に関しては、世界遺産研究センター編(2001) 46～47 p、清水(2002) 26～28 pなどをもとにまとめた。
- (13) 富岡市は2006年3月に、隣接する妙義町(人口約5千人)との合併が決定している。
- (14) 群馬県世界遺産推進室では、富岡製糸場を核に、旧碓氷社本社本館(安中市)、島村養蚕農家群(伊勢崎市)、旧新町屑糸紡績所(新町)、桐生本町建造物群(桐生市)など県内各地の三業のシステムに関わる「近代化遺産」を結びつけて、世界遺産の登録を目指すとしている。
- (15) 富岡製糸場の買収は2005～2006年度に予定しており、費用は土地代として約17億円余り、建造物は減価償却が済んでいるものと見なされ、片倉工業から市に寄贈される予定。国指定史跡に登録されたため買収費用の負担の内訳は、

- 国8割、群馬県1割、富岡市1割となっている。
- (16) 2004年に施行された景観法は、わが国で初めての景観についての総合的な法律である。景観行政団体（自治体）による景観地区の指定によって、地区内の建造物等のデザインや色、高さなどの強制力を伴う規制や景観上重要な建築物の積極的な保全などが可能となった。

参考文献

- ・伊東孝（2000）「日本の近代化遺産」岩波新書
- ・群馬県（2005）「平成16年度政策プロジェクト結果報告集」
- ・群馬県立歴史博物館（1997）「ふたつの製糸工場 富岡製糸場と碓氷社」朝日印刷株式会社
- ・国土交通省編（2004）「観光白書 平成16年版」国立印刷局
- ・（財）日本交通公社（2004）「観光読本」東洋経済新報社
- ・清水慶一編（1995）「群馬の近代化遺産 颯爽たる上州 煥乎堂
- ・清水慶一（2002）「ニッポン近代化遺産の旅」朝日新聞社
- ・（社）日本観光協会（2004）「これからの観光地域づくりのための手法」日本印刷株式会社
- ・世界遺産研究センター編（2000）「世界遺産ガイドー世界遺産条約編ー」図書印刷株式会社
- ・世界遺産研究センター編（2001）「世界遺産ガイドー産業・技術編ー」図書印刷株式会社
- ・高崎経済大学附属産業研究所編（1999）「近代群馬の蚕糸業」日本経済評論社
- ・都市観光でまちづくり編集委員会（2003）「都市観光でまちづくり」学芸出版社
- ・ドネラ・H. メドウズ，大来佐武郎監訳（1972）「成長の限界」ダイヤモンド社
- ・富岡市（2004）「富岡市50年の歩み」
- ・溝尾良隆（2003）「観光学」古今書院
- ・室伏正裕（1998）「新時代の国内観光：魅力度評価の試み」運輸政策研究機構
- ・矢作弘（2004）「産業遺産とまちづくり」学芸出版社